

土地の形状変更の禁止の基準について

2 土地の形状変更の記載内容

大規模な土地の形状変更を伴う行為は、周辺の広範な地域から望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性がある、又は土砂の運搬その他の土地の形状変更に関連する行為により、周辺に騒音等を継続的に発生させるため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、面積が1ha以上の行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）又は延長が2km以上若しくは幅員が10m以上の計画道路の新築（許可及び届出行為が行われる場所に到達するためのものは除く。）で、風景を保護するために必要であると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。この場合において、次のいずれかに該当するものについては、**原則として禁止するものとする。**

- (1) 盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により主要な展望地から展望する場合の著しい妨げになるもの。
- (2) 盛土による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により山稜線を分断すること、切土による土地の形状変更により山稜線の形状を変更すること等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすもの。
- (3) 盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により、色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和であること。
- (4) 土地の形状を変更する規模が最小限であると認められないこと。
- (5) 当該土地の形状変更による土砂及び汚濁水の流出のおそれがあること。
- (6) 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがあること。

(7) **植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること若しくは兵庫県文化財保護条例（昭和39年4月1日条例第58号）第31条第1項の規定若しくは市町の文化財保護に関する条例の規定による史跡名勝天然記念物の指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）内において行われるもの。**

- ア ~~高山帯、亜高山帯、~~風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- ウ ~~当該事業予定地内に兵庫県版レッドリストAランクの動植物の生息又は生育が確認される地域~~
- エウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- オエ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

また、土地の形状変更のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物の最終処分場にあつては、廃棄物を埋立てることに加え、大規模な土地の形状変更を伴うことが多く、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

廃棄物最終処分場にあつては、次のいずれかに適合する場合を除き、**原則として禁止するものとする。**

- (1) 既に土石の採取等により地形が改変された土地において最終処分場を設置する場合であつて、修景等の措置により公園の風景の保護上、従前より好ましい状態を生ずることとなる場合
- (2) 当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設であつて、当該普通地域外において設置することが、自然的、社会的その他の観点から見て著しく不合理な場合

(参考) 太陽光発電施設の基準

2 太陽光発電施設の新築、改築及び増築

法第33条第1項及び条例第11条第1項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要であると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。

- (1) 以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りではない。
 - ア 当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
 - イ 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- (2) 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。
- (3) 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- (4) 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- (5) 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (6) 当該太陽光発電施設の新築、改築及び増築による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

(7) **植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）内において行われるものでないこと。**

- ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

また、法第33条第1項及び条例第11条第1項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うものとする。

修正の考え方

- (1) レッドリストの全てを対象とした場合、動植物、地形地質自然環境生態系の面積や箇所数が大幅に増大。
- (2) 国の太陽光発電施設の基準を参照し、法及び条例で国、県、市町が指定する史跡名勝天然記念物を対象とする。

植生の復元が困難な地域等の基準

対象	兵庫県版レッドリスト全て	兵庫県版レッドリスト (Aランク)	史跡・名勝・天然記念物			
			国指定	県指定	市町指定	
法令根拠	—	—	文化財保護法	兵庫県文化財保護条例	各市町の文化財保護条例	
動植物 (種)	2,397種	679種	9種 ①オオサンショウウオ ②コウノトリ ⑥コクガン ③イヌワシ ⑦マガン ④オジロワシ ⑧ヒシクイ ⑤オオワシ ⑨ヤマネ	—	—	
地形、地質、 自然景観、生 態系(箇所)	575箇所地	65箇所	81箇所	337箇所	482箇所	
内県立自然 公園内数 (箇所)	107箇所	14箇所	8箇所	27箇所	69箇所	
主な事例		<p>[地形]</p> <p>①雪彦山(姫路市) ②峰山高原(神河町) ③太田池周辺(神河町) ④亀の池周辺(たつの市)</p> <p>[地質]</p> <p>⑤雪彦山(姫路市) ⑥髯崎の屏風岩(たつの市) ⑦竹内隕石落下点(朝来市)</p> <p>[自然景観]</p> <p>⑧雪彦山(姫路市) ⑨砥峰高原(神河町)</p> <p>[生態系]</p> <p>⑩氷ノ山(宍粟市、養父市) ⑪砥峰高原(神河町) ⑫大岡山(豊岡市) ⑬猪名川上流の里山(猪名川町) ⑭武庫川上流域(三田市、篠山市)</p>	<p>①多田銀銅山遺跡(猪名川町) ②円教寺境内(姫路市) ③髯崎の屏風岩(たつの市) ④龍野のカタシボ竹林(たつの市) ⑤旧大岡寺庭園(豊岡市) ⑥竹田城跡(朝来市) ⑦糸井の大カツラ(朝来市) ⑧茶すり山古墳(朝来市)</p>	<p>①大師堂のネズ(猪名川町) ②大師堂のモッコク(猪名川町) ③岩座神スギ(千本杉)(多可町) ④水尾神社の大スギ(姫路市) ⑤笠形寺のコウヤマキ(市川町) ⑥笠形神社の大スギ(市川町) ⑦矢野の大ムクノキ(相生市) ⑧盤座神社のコヤスノキ叢林(相生市) ⑨髯崎鷹崖仏(たつの市) ⑩庭田神社のケヤキの大木(宍粟市) ⑪高保木たたら(製鉄)遺跡(宍粟市) ⑫中宮神社の大スギ(宍粟市) ⑬天児屋鉄山跡(宍粟市) ⑭桑野本の大イチョウ(豊岡市) ⑮栃本の溶岩瘤(豊岡市) ⑯三の谷壁画古墳(香美町) ⑰八幡山古墳群(香美町) ⑱銚子ヶ谷カキツバタ群落(香美町) ⑲小長迫の大トチ(香美町) ⑳泰雲寺のシダレザクラ(新温泉町) ㉑別宮家野遺跡(養父市) ㉒別宮の大カツラ(養父市) ㉓別宮のオキナグサ自生地(養父市) ㉔常瀧寺の大イチョウ(丹波市) ㉕藤坂のカツラ(丹波篠山市) ㉖丹波焼古窯跡(丹波篠山市) ㉗上立杭の大アベマキ(丹波篠山市)</p>	<p>①多田銀銅山国崎字小路坑道群(川西市) ②多田銀銅山国崎字知明・卯ノ戸坑道群(川西市) ③黒川字奥瀧谷エドヒガン群落(川西市) ④国崎字小路エドヒガン群落(川西市) ⑤国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落(川西市) ⑥黒川字奥山ブナ群落(川西市) ⑦黒川字奥瀧谷台場クヌギ群落(川西市) ⑧ヒダリマキガヤ(2本)(猪名川町) ⑨ヒダリマキガヤ(14本)(猪名川町) ⑩ヒダリマキガヤ(2本)(猪名川町) ⑪ムクノキ(1本)(猪名川町) ⑫多田銅銀山大露頭(猪名川町) ⑬秋津古墳群第2号墳(加東市) ⑭秋津古墳群第3号墳(加東市) ⑮上鴨川住吉神社境内(加東市) ⑯クリンソウ(加東市) ⑰ツクバネ(加東市) ⑱岩座神の杉(千本杉)(多可町) ⑲ヒメハルゼミ生息地(水尾神社社叢)(姫路市) ⑳関の大カツラ(姫路市) ㉑笠形神社の大スギ(市川町) ㉒原八幡神社の夫婦スギ(宍粟市) ㉓中ノ宮神社の大ケヤキ(宍粟市) ㉔カナベの滝(三室の滝)(宍粟市) ㉕森の上鉄穴流場(宍粟市) ㉖宮路古墳(宍粟市) ㉗鍋ヶ森神社のクマノスギ(宍粟市) ㉘一の谷のお鍋(宍粟市) ㉙三室(滝山)神社社叢(宍粟市) ㉚聚遠亭(たつの市) ㉛屏風岩一帯の植物群落(たつの市) ㉜出石城跡(平城)(豊岡市) ㉝茶臼山古墳(豊岡市) ㉞白糸の滝(豊岡市) ㉟おまき桜(豊岡市)</p>	<p>⑳山神社社叢(豊岡市) ㉑清竜の滝(豊岡市) ㉒頑火輝石(養父市) ㉓轟の大カツラ(養父市) ㉔寒地水湿地性植物群落(養父市) ㉕今滝寺カゴノキ(養父市) ㉖石積双室古墳(朝来市) ㉗諏訪のボダイジュ(朝来市) ㉘社叢林(栗鹿神社)(朝来市) ㉙社叢林(當勝神社)(朝来市) ㉚西谷のフジ(朝来市) ㉛はじき口古墳(香美町) ㉜村岡藩主山名氏墓所(香美町) ㉝庵の谷2号墳(香美町) ㉞八反滝(香美町) ㉟黒野神社 皇大神社(香美町) 52 三の谷2号壁画古墳(香美町) 53 府中古墳群(香美町) 54 モリアオガエルの棲息地(香美町) 55 竪穴式住居跡(香美町) 56 小代神社の巨木群(香美町) 57 仏の尾のクリの木(香美町) 58 高丸山のシナノキ(香美町) 59 ホンコウホネの群生(新温泉町) 60 温泉城(新温泉町) 61 福泉寺跡(丹波篠山市) 62 大岳寺跡(丹波篠山市) 63 水飲場(丹波篠山市) 64 五台山の岩(丹波篠山市) 65 五葉の松(丹波篠山市) 66 和田寺のシイ(丹波篠山市) 67 西方寺のサザンカ(丹波篠山市) 68 高源寺境内(丹波市) 69 日ヶ奥溪谷(丹波市)</p>
採用		×当初提案			○今回採用	